様式第２号（第４条関係）

誓約書

私（当社）は、廿日市市下水道排水設備指定工事店規則第３条第１項第４号アからカまでの、いずれにも該当しない者であることを誓約します。

廿日市市長　様

　　年　　月　　日

住所

氏名

（参考）

廿日市市下水道排水設備指定工事店規則

（指定工事店の指定）

第３条　排水設備工事を施行することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。

(１)　責任技術者が１名以上専属していること。

(２)　排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。

(３)　広島県の区域内又は別表に掲げる山口県の市町のいずれかの区域内に営業所があること。

(４)　次のいずれにも該当しないこと。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

　　イ　工事業者が不法行為又は不正行為等により責任技術者としての登録を取り消されてから２年を経過していない場合

ウ　指定工事店が、第10条第２項の規定により指定を取り消されてから２年を経過していない場合

　　エ　工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

　　オ　精神の機能の障害により排水設備工事を適正に施行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

カ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

２　前項第４号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに規定する期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

　（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 市町 |
| 広島県 | 広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町及び世羅郡世羅町 |
| 山口県 | 岩国市、柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町及び熊毛郡平生町 |

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。